川崎町農業委員会

3月総会議事録

期 日 平成28年3月10日(木)

場 所 川崎町役場2階入札室

*この公開議事録は個人情報に関連すると思われる部分については●で消しています。

平成28年3月10日開催、3月川崎町農業委員会総会を川崎町役場2階入札室に招集する。

1、総会事務局開会宣言 午後1時30分

2、出席委員(16人)

1番	土田 大作	2番	植木 守	3番	岩本 勉
4番	吉住 英子	5	杉本 利雄	6番	大谷 春清
7番	奈木野 康徳	8番	小山田 憲司	9番	川根 節生
10番	小峠 清人	11番	藤川 航	12番	中村 明
		14番	鍋藤 清隆	15番	大内田 峰夫
16番	柳武 正義	17番	中野惠		

3、欠席委員(0人)

_						
- [
ŀ						

4、本会事務局 事務局長: 久保山孝幸、 係長: 財津かおり、主事: 山野弘貴

5、議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(3件)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権の移転) について

報告第1号 利用権の合意解約について

その他

6、会議の概要

議 長 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、事務局説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて まず議案の説明に入ります前にこの案件について、経過を説明します。 この議案第1号の案件につきましては、1月総会で継続審査、2月総会の審 議で不許可相当ということで、県へ川崎町農業委員会として意見書と1月総 会、2月総会の議事録を提出しました。 その後、県は、川崎町の意見を踏まえた上で、農地法の許可基準に則り、県としては許可相当であるという判断をしました。そして福岡県農業会議に意見を聞きました。その結果、農業会議としては県と川崎町の意見が違うということで、答えを保留とし、県へ再度川崎町と調整すべきである旨を決めました。実質的には差し戻しです。こういった例は過去ほとんどないとのことです。

県は、農業委員会の意見書と農業委員会総会の1月、2月の議事録を見た上で、不許可相当というのは、転用基準を基にした審議をしなくてはいけない 委員会として、問題があるのではないかと言われています。

具体的に言うと、パチンコ屋だからいけない、県道を広げるために土地を売らないからいけないなどの意見は、農業委員会の判断基準ではなく、その農地が転用できるかできないかは、何度も説明していますように立地基準と一般基準によって判断されるものです。この申請農地については、第2種農地、原則許可できる農地、一般基準についても転用の確実性、資金計画等問題ないと考えます。もしこの申請農地はよい農地なので転用はできないと判断するのであれば、この先商業化していく場所だとするのではなく、農振地域に入れて農地としてずっと守っていく農地、どこが申請してきても転用はできない農地として位置づけなくてはいけないと思います。しかし、今現在は農振にも入っていないし、市街化していく農地としての位置づけですので、この申請をそういったよい農地だから転用できないという理由にはなりません。よって今回再度県からの先戻しを受けて、転用の判断基準を踏まえ、一人一人の委員さんの農業委員としての慎重な審議をお願いしたいと思います。議案の説明に入ります。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて説明します。 先ほど申し上げました経過により、再度審議となりますが、県との協議によ り、1度決をとって意見書を上げた同じ議案を審議するのではなく、書類上、 まず今出している申請について、いったん取り下げをし、新たに申請を出す という運びになります。この申請について内容はほぼ同じですが、前回申請 者が説明していた、農道側の出入り口について、人と自転車しか通れないよ うな形での計画や農道には農業者優先を示す看板等を設置する計画を、お手 元にお配りしています、計画図面に追加しています。以上のような理由で、 まず議案第1号については、前回申請があったものをいったん取り下げると いう議案になります。

以上です。

議 長 これより質疑に入ります。発言者は必ず挙手をし、指名されてから発言をするようにしてください。それでは、ただ今の事務局説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。

7番 委員 県の回答の結果を説明したんですか。

事 務 局 県の結果といいますか、県へ意見書を持って行って、協議をしました。その 結果の報告と事務局の考えと県との協議の結果を説明しました。

7番 委員

今の説明の中に、農振地域ではないのはわかるのですが、法的に決められて いるので不許可相当ではないという県の回答であるように思われますが、今 の説明の中にパチンコ屋だからいけないとか道路の拡張工事を理由にはいけ ないとかいうのは、前回の雑談みたいな中で話が出たように思われますし、 農業委員会としては許可しなくてはいけないというのは、法がそうだからと いうのはどうかなというのが1点と私が言わせていただくのは、農業委員の 1人なんですが、議員もしていますので、町民住民の声もいろいろ聞いての 発言もあります。農業委員に向かない発言かと言われても、私は議員であり ますので、住民の声を()そこを誤解しないでいただきたいと思い ます。ただ申請者に私は前回1月2月に言わせていただいたのは、地元説明 をして地元の承諾を得て農業委員会に上げるのが筋ではないのかというのを 申請者がいる前でも言わせていただきました。1月2月終わってでもまだ協 議にも地元説明にも入っていませんし、ただ法に則って許可されるのを見越 して、地元説明もいらないという体制が見られます。本当にあのとき、申し 訳ありませんという言葉をもらったのですが、その後2月が終わった時点で 地元に説明に入って承諾していただくのが筋ではなかろうかと私は思います けど、私は前の田を耕作していますが、入口の車両の出入り口をずらせない かということも要望しましたけど、前回の回答では警察から許可をいただい たので、このままいきますと、全然話にも来ていません。私はそこではだめ とかいうつもりもありませんし、ここしかできないなら、ここでいかせても らえないかという話も必要ではないかと、これが地元対策ではないかと思い ますが、そういうことも一度もしてないわけですよね。地元との協議は何で も大事ですよ。だから法に認められているからというなら、農業委員会とし ての機能もいらないと思いますし、ここで審議する必要もないと思うんです よね。私の考えですけど、以上です。

5番 委員

7番委員さんの言われていることもわかります。ここはあくまでも法律に則った農業委員会ですので、やはりそこに忠実に従わざるを得ない部分があると思います。それともちろん何のための委員会なのかというように法律があるからそれに則ってやるからいいじゃないかとなるかもしれませんが、もちろんそれだけではなく、農業委員会として地元の水の問題であったりとか、法律だけでは見えない部分が当然たくさんありますので、そういう情報をこの中でどう審議していくかということが農業委員会の1番大事な機能ではないかと思います。そういう意味では、地元としての出店の捉え方と農業委員会の農地をどうするかというのは、ある程度切り分けて議論を進めていかないと、何のための農業委員会なのか、そのものが非常に曖昧になりすぎると、だったらいっそ議会か何かで議論してもらえればいいことじゃないかと思い

ます。しかし、ここはやはり農業委員会ですので、そこはちゃんとまっとうすべきだと思います。実際に7番委員のところに説明に行かなかったというのは、配慮がたりないと思いますので、その辺は十分、その間に入るのは町であり、最終的に調整していくのは、町になりますので、そこをしっかり機能してもらわないと全部農業委員会に押し付けてしまうようなことはおかしいのではないかと思います。

- 事 務 局 7番委員が言われる立場の問題とか気持ちは事務局としても本当にわかります。ただやはり事務局としては、今5番委員も言われましたように法律に則って審議をして判断をしていくべきだと思います。それで地元説明というところでは、前回申請者が来たときにも話があったと思いますが、農道側については先ほど説明しましたようにバイクがが入られないようにする措置とか農業者優先の看板を立てるという措置は、今日図面をお配りしていますが、そちらに入っています。地元説明については、申請者側が言うのは、自分のところは全面的に●●測量に委託をしているということで、●●測量が挨拶に行ったということは言われてました。そこできちんと話を、出入り口についても検討したけどこの位置しかないなどの、きちんとした話がなかったと聞きました。やはりそこはきちんと説明すべきだったと思いますし、きちんと話をしていただきたかったというのは事務局としてもあります。実際そこの気持ちはよくわかるんですけど、だからこれが不許可相当なんだという理由には事務局としてもならにと思います。
- 14番委員 不許可相当にならないということで、自分たちとしては、川崎町におってやはり川崎町の農地を愛して、1番農地として1等地みたいなところがつぶれていくことに対して、はい賛成ですという、喜んでというふうにはいかないだけのことで、農地がつぶれることによってさみしくなる、そのことを訴えただけのことです。
- 5番 委員 みなさんおそらくそうだと思います。大事なことは、地権者が認めているわけなんですよね。貸した方がいいと、なぜ貸した方がいいとなったかというのは、結局耕作してもそれに見合うだけの収入はないと、本来町じたいの農業振興そのものがあまりぱっとしないような状況になって、農業の価値そのものが落ちてしまっているのが1番農業ばなれ、こうやって農地が転用されていく大きな問題ではないのかと思います。そういった農地への思いを転換していくべきじゃないかなと思います。
- 14番委員 県の方はそういう法律的なものを言うですけど、自分たちは川崎町というとこから言ったら、1等水田がつぶれていくことじたいがさみしいなと思うし、それに対して反対という言葉が出てもいいじゃないですか。それで法律に則って反対は通りませんよというなら通らなくてもいいわけで、気持ちとして手を挙げても悪いことではないと思います。
- 7番 委員 ●●測量さんが申請者に一任されて地元説明に行ったという説明がありまし

たけど、私のところにも1回来ました。来ましたけど、お願いしますで帰ったんですよ。そのときに自分が仕事してるとか、それもわかるんですけど、私は申請者さんから一任されてきましたという言葉もありませんし、ただお願いしますと言って帰ったわけですよ。その時にもそういう言葉が出てですね、入口の件ですが、協議した結果ここしかできないのでどうにかなりませんかという言葉があれば、絶対だめだというわけではありませんので、そういうのもないで、あとはいろんな方々に頼んで賛成するようにというようなこともしているような気もします。そこはどうかなという思いもあります。私たちは絶対反対だとは言っていません。そういう地元の承諾を得て進めたらどうかなと、ただ農業委員会で許可をもらったあとに行きますという言葉があったので、それは逆ではないですかと言うことを前回言ってます。それなのにそれも行っていない。法律で言えば通るかもしれません。やはり地元意見をきちんと聞いてもらって進めていかなければ、この先うまくいきませんよ。それもされてないのにここで許可だけしてくださいというのもどうかなと思います。

5番 委員

調整というかですね、実際に大ヶ原でもソーラーで、その時に●●測量さん が地元に対してもですね、いろいろ意見とか聞きますということで来まして、 最初は地元対策を含めてですね、丁重に来られたんですね。実際に工事がは じまっていろいろトラブルが起きて、あとは全くですね、地元の意見なんか 聞かず、最後に竣工の式典などは全く地元はなんでバスが来てるんやろうね くらいな状況で、おどろくことに最初は図面をもらってて、調整池なんか入 ってたんですね。調整池1つも作ってない、あれだけの規模でですね。結局 課長に対して再三の忠告はしてましたけど、それを調整するとかないんです よね。最後は土木事務所が出てきて、おかしいじゃないかということで指導 があったと聞いています。そうなる前に着実に約束は果たしてもらえるとい うことを町なりが設けておかないと、こういう大規模開発は絶対問題が起こ ると思うんですよね。地権者とか当事者は、動き出したら会社は聞かないん ですよね。良心的なところであればいいですけど。そういった状況になりや すいので、もめたときにはどこが責任をもって見守りというか、監視してい くのかというのは大事なことじゃないかと思います。7番委員のところの道 路は、交通の妨げになるところは、ガードマンをその時期には置くとかです ね、そういうことも必要ではないかなと思います。そういうことを必ずやっ てもらうという形で約束してもらうとかですね。

議 長 それでは、農地法第5条の規定の取下げについて、ご意見ございませんか。 (なし)

それでは質疑を切ります。お諮りします。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて、原案どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

賛成多数ですので、議案第1号については、承認といたします。次に議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、

事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案の説明は省略します。

要点を説明します。

農地法第5条(転用)の申請について、許可の要件として、まず1番に立地 基準というものがあります。

立地基準とは、農地を営農条件及び市街化状況から見て、5種類に区分し、 優良な農地での転用を厳しく制限し、農業生産への影響の少ない第3種農地 等への転用を誘導することを目的としています。

この申請地に関しては、鉄道の駅や県庁、役場から半径500m以内の農地ということで、第2種農地に該当します。この申請地は、池尻駅から500m以内の農地です。第2種農地というのは、市街地として発展する可能性のある農地です。そのため原則許可できる農地となっています。

2番目の要件として、一般基準というものがあります。

一般基準とは、申請目的実現の確実性、被害防除措置等について、適当であるかを判断します。

具体的には、農地を転用し、申請した目的どおりに利用することが確実と認められるかどうか、資金計画は妥当であるか、周辺農地の営農条件に支障が生じるおそれがあると認められるかどうか、これは、土砂の流出等の災害発生のおそれ、農業用用排水の機能障害などです。

この申請地に関しては、立地基準は、第2種農地、原則許可できる農地、一般基準は、転用の確実性、周辺農地への被害防除措置、資金計画、その他書類についてもきちんと提出されています。

農業委員会として、この2つの基準を基に審議をお願いしたいと思います。

- 議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明について、質疑のある方は 挙手を願います。
- 6番 委員 前回の会議の中で、これはやはり農業委員会として判断すべきであって、今回は県が許可相当と判断していると聞いています。ましてあそこは農振地域ではありません。だから農業委員会としては、転用許可はすべきと思っています。以上です。
- 7番 委員 法律に則って前回不許可相当だったので、取り消して、また新たに申請しなおす、法的に則ったやり方なんですよね。それも私はおかしいと思うんですが、法律なんですよ。それもわかります。でも県は地元のこともきちんと把握してないわけですよね。法に則っての判断しかしない。だから農業委員の地元の人に審議してもらうという場なんですよ。農業に関してだけで判断してくださいよというのもわかります。先ほども言いましたけど、私は議員で

もありますし、町民の声を聞いて発言させていただかなければいけませんので、先ほどから言っていますように地元との協議が終わっていませんし、許可を出したあとに申請者さんがくるとも思えません。やはり地元と協議をして承諾をもらってから農業委員会で許可をするべきだと思います。地元との協議が終わってなくて農業委員会が出した場合、地元の人から苦情も出るかと思いますし、今後そういうことがあってはいけないと思いますので、私は今回許可するべきではないかと思いますけど、みなさんの考えはどうでしょうか。

5番 委員

今回県が許可相当じゃないかと言ったからといって私は、そうですかというふうには僕は思いません。これはあくまで地元で考えるべきなので、まず地元として問題があるかどうかというのを地元の農業委員さん一人ひとりが考えるべきで、改めて私はそういうふうに考えていきたいと思います。それともう1点、まず農業にとってどれだけの問題があるのかというのが1番大事だと思います。そこが具体的に出てこない以上は、ここは農地についての審議の場ですので、そこが第1じゃないかと思っています。全体として議員さんとして言われていますけども、それは町として考えるべきですので、ちょっと窓口が、それは企画かどこかはわかりませんけど、出店にあたっては許可するかどうかは最終的にはいるわけですから、そこがどこなのかをはっきりさせて、そこでしっかり取り組んでいただきたいと思います。分けて考えていただくべきことじゃないかと思います。

7番 委員

町で言うべきと言いますけど、この議論はここでしかできない案件なんですよ。ここが出たら県の許可をもらったら着工なんですよ。これは議会に上がる議題でもありませんし、ここで審議しかないので、私は言わせてもらっています。

事務局

許可に関しては、まず県知事の許可ですので、川崎町の農業委員会としては許可相当なのか、不許可相当なのかという意見を県に上げるということです。それと開発許可の申請を役場で言いましたら3階の企画課の方で申請者が開発申請をしていると思います。それはそれで企画の方が水道の関係だったり、農地の関係だったり、道路の関係だったり、開発するにあたって、関係各課を集めて説明をしたりとか、担当部署の意見を聞いたりなどをします。それを企画が取りまとめて、県に開発許可の申請を上げるようになります。そちらも最終的には、県の開発の許可になります。あと合わせて前回お話があっていましたように、文化財の関係もあります。そちらは社会教育課で窓口になってますので、試掘や本掘をしたりして調べるようになります。それぞれが担当のところで申請をします。農業委員会は農業委員会で申請というのがあっています。合わせてもう1点、前回の意見書の内容なんですが、こういうふうに1から11まで決まっています。総会後にこれに照らし合わせて県へ意見書を上げます。前回の意見書は、9の周辺の農地等にかかる営農条件

への支障の有無というところを有りとして上げました。理由は県道を挟んだ 前の農地に進入するのに支障があるおそれがあるということで意見書を出し ました。ただ意見書に対しては、実際どのくらいその農地に支障があるのか とかいうところで、やはりこのくらい支障がありますというのは、分析とい うか、そういうのをしないとわからないというところだと思います。その辺 は今の段階では弱いと言いますか、実際畦を挟んだとなりの農地にこんな被 害がありますとかいう状況であればですね、実際農繁期になったら進入路に 対して支障が出てくる可能性はあるかと思います。その辺については、先ほ ど5番委員が言われましたようにガードマンなりを置いてもらって、その時 期支障がないようにとかですね、そういったことは申請者の方に言うことは 可能だと思います。しかし前回の意見書の内容では弱いということで県の方 は判断しています。

- 15番委員 出入り口の変更があったのなら、それを説明して、●●●さんのところはト ラクターで堆肥を運んでいきようきね、もし壁をしたときにオーバーハング の関係であたる可能性があると思うんよね。
- 事務局 まず今回追加をされた計画図の右側に出てます、農道につき農業者優先とい う標識を付ける場所の標記がされております。入口の部分につきましては、 2枚目の図面にこういった形でバイクについては、入れないようなバリカー というのを設けて、特に農繁期にはここを進入禁止にできるようなチェーン をここに設置をするというような形の部分が追加されています。今言われて ました農道から直接通るときにオーバーハングしたら農機具等が邪魔になら ないかというところですが、フェンスについては、高さが 1.2m ということ で書いてますが、農道の横は水路等がありますので、直接的にはそれに影響 しないようにということで業者の方についてもその旨を確認しておきたいと 思っております。出入り口につきましては、左側の町道の部分が中村橋、踏 切の方向へ行く分で、町道側に6mの出入り口が設けられているというとこ ろです。
- 15番委員 ●●●さんのところの入口やけど、農繁期の間、手前の出入り口、右側を閉 鎖してもらうというか、一時的に、そういうことの念書は入れられんかね。 耕作する間、入口だけにするとか、出口だけにするとか、一方通行にしても らうという要望はできんとやか。それならなんぼか●●●さんのところに関 しても入口の支障が半分くらいに減るんやない。そういう念書を入れてもら って。今自分がしようごとパチンコ屋の照明を消してもらうとか、パチンコ 屋にすぐ言って行ったら対応してくれた。稲を植えて取り上げるまでは照明 を1つ消してくれと言って行った。できるだけのことはしてもらいようきね。 そこができて、こっちができんことはないやろうと思うけど。●●●さんは 納得がいかんと思うけど、ちょっとでもしてもらうような条件付きというか。 7番 委員

それが地元との協議になるわけです。それは申請者さんがいないとわからな

いわけで、その協議が終わった上で、もう1回提出するのが順番だと思いますね。ここでいろいろ言ってもするかせんかわかりませんよ。

15番委員 それは役場から強く言っていいんじゃないかね。 念書を入れてもらっとけば、 せん場合はそれなりのことをするということで。

7番 委員 それは事務局の重荷になると思います。もしできなかったら事務局が悪くなりますし、やはり申請者側と地元との協議になると思います。

4番 委員 結局不許可相当というのは出せないケースですよね。でも許可は今の時点ではしたくないということであれば、その協議を17名でするよりも小委員会で協議をして結果が得られるような状況になって、それから許可を出すとしたらどうですか。

6番 委員 今日その委員会があったんですよ。

4番 委員 その結果はどうなったんですか。

実はですね、毎年3月に1年間の転用した状況と結果を転用調査特別委員会 事 務 局 を開いています。本日はこの総会の前に転用委員会を開催しております。基 本的にはこの案件につきましても転用ということで、転用委員会としてどう いうふうに考えるのかというところの話を事前にしていただいています。1 5番委員が委員長でありまして、そこの中で基本的には今回の案件は、いろ いろ前回の状況や感情的な部分と言いますか、農地を守りたいという意見も その中でも出されておりました。その中でも最終的には許可か不許可かとい う形になると許可相当であろうという話になったというところです。業者の 方に入口の関係でということでお話がありました。これについては、事務局 としても要望という形ではできますし、ただ片方の入口をふさぐことによっ て渋滞が解消できるのかどうなのかというところがあろうかと思います。要 望等につきましては、ここにつきましては、駐車場についてはガードマンが かなり配置されると思いますので、そこにできるだけ農繁期について、影響 のないような形の誘導等をやっていただきたいというところは要望しておき たいと思います。

7番 委員 絶対反対しているわけではないのはご理解ください。ただ先ほどから言ってますけど、地元との協議がなされていないですよね。これを農業委員会で許可した場合、法的にいいかどうかというのであれば、全部が通ってくるわけですよ。地元との協議、近隣の人に苦情が出ても法的にいいので、許可しましたよという形に今からなってくると思います。

事務局 先ほどから出てます地元との協議の部分について、まず行政区の方には説明に行ったということを前回申請者さんは言われてました。区長に話をして地元説明会がいるかどうかの確認はしたということで発言があっておりました。そこは説明会の開催まではいらないでしょうということで、してないということで、全く地元の協議をしてないかどうかというところは、区長へ説明に行ったり、周辺の組長さんのところへ行ったという話も会議録の中で出てい

ました。あとは書類的に必要な隣地の承諾だったり水利の関係などは最初から出ていますので、今言われている県道を挟んだ委員さんの農地については、 説明の仕方だったりの不備があったのはそうじゃないかなと思いますが、た だそれなので、地元協議が整ってないということではないと思います。

7番 委員

地元のみかたもあると思いますが、今回は私たちはここに住んでなくて、地元の行政区には入ってないから説明はできませんと、でも県道を挟んだ向こうの耕作者には説明に行かなくていい、書類は整っているかもしれませんが、やはり県道を挟んだ近隣の方々にも説明は必要だと思いますよね。書類上整っているからと言うなら、今後そういう体制でいったらいいし、そこにはいっていない町道や県道の周辺の方からの苦情はいっさい受け付けないという形で、こういう事例ができますよね。

事務局

地元の転用に関して、どの範囲で説明が必要なのかとか、その辺については難しいところがあるかと思いますが、やはりいろんなケースがあり、その都度協議していくべきじゃないかと思いますし、今回の場合は、実際大きな県道を挟んでというところがありましたので、農業委員会として言えるのは、地元説明というか、説明をきちんとしてくださいよというところまでしかないんですね。実際承諾書を取ってくださいよと、申請者にしてみたらどの範囲で承諾書を取ったらいいかということになりますし、今農業委員会で決めているのは、隣接している農地ということで、その都度農道を挟んでいても影響を及ぼす恐れがあると地元委員さんが判断されれば隣地承諾を取ってもらったりするケースもあります。その辺は農地に建てる場合じゃなくても地元の反対だったりはあるかと思います。農業委員会としては実際そこまで県道挟んだ農地の方だったり、会社の方まで説明が必要ですよというのは言えないところがあると思います。

15番委員

言って悪いかもしれんけど、この間酒の席で、言うた発言に対して責任取るような言い方を、酒の上で話をするべきことやなかったと思うけど、これは一人ひとりの判断力で農業委員の人たちがすることであって、連動して賛成とか反対とかは自分なりの考え方を本当に発揮してするべきじゃないかなと思うんよね。これに対しても自分の判断力で賛成できるなら賛成、反対なら反対、自分の意思でちゃんとしてもらいたいんよ。でないとああいうふうなことを聞けば、研修行っとっておもしろくないんよね。今まで言わんやったけど。誰と話をしょったというのは言えんけどね。今自分は酒をのまんし、そこで言うべきことやなかったと思うけどね。そこのとこはみなさん、判断するときはちゃんとした判断をしてもらいたいと思うんよね。それと行政区の区長に言ったというのは、自分も区長本人から聞いてるき、本人はおらんで奥さんのところに行ったと2回くらい来たと、組長には報告に行って、こういうふうなことでできますと説明したらしい。そういうことで自分自身の誠意を持って判断してもらいたいと思う。

5番 委員 地元に関しては、強く要望をしていただきたいと思います。

15番委員 決定仮にしたとしてもね、●●●さんのところに迷惑のかからんようなことをするということをさっきも言ったようにちゃんとした文書にうたってもらえば●●●さんもある程度はいいんじゃないかと思うんよね。そこは申請者と話をしてちゃんとするということでしてもらえればいいんじゃないかな。あとあとその書類が引っ張っていくき、してなければ申請者に言っていけばいいとやき。

事 務 局 先ほども説明しましたが、どこまで承諾というのを農業委員会として取れるのかというのがあると思います。ただこういう地元の農業委員会出た意見というのは、要望として伝えることは可能なので、誠意をもって対応してもらいたいという要望はしたいと思います。確約書を取るとかそういったことは約束はできませんし、ましてそこまで取れるのかという判断もあります。

5 番 委員 それをした上であとは申請者の方がどういった対応をしたかと、改めて農業 委員会でしたかしてないかというところで対応は考えられると思います。

議 長 いろいろ意見は出ましたが、要望として申請者の方にお願いするというよう にしたいと思います。

お諮りします。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、賛成の方の挙手を願います。

賛成多数ですので、議案第2号は原案のとおり承認といたします。